

各 位

会 社 名 東洋電機株式会社

代表者名 代表取締役 社長執行役員 松尾 昇光

(コード番号 6655 名証メイン市場)

問合せ先 執行役員 経営管理本部長 佐分 隆之

(T E L : 0568-31-4191)

# 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年6月20日開催の当社取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分(以下、「本自己株処分」という。)を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年8月22日	
(2)処分する株式の種類 及び数	当社普通株式 34,000 株 (注)	
(3)処分価格	1 株につき 720 円	
(4)処分総額	24, 480, 000 円 (注)	
(5) 処分方法	第三者割当の方法による	
(処分予定先)	(東洋電機従業員持株会 (以下、「本持株会」という。))	
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく有価証券通知書	
	を提出しております。	

(注)本持株会は2025年6月20日開催予定の持株会理事会決議を経て、十分な周知期間を設けて当 社従業員(以下「従業員」といいます。)に対して本持株会への入会プロモーションを実施し、 本持株会への入会希望者を募ります。このため、上記「処分する株式の数」及び「処分総額」 は最大値であり、入会プロモーション終了後の持株会加入者数に応じて確定する見込みです。

## 2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年6月20日付け「従業員持株会向けインセンティブ制度(特別奨励金スキーム)の 内容に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、2025年6月20日開催の当社取締役 会において、従業員が当社株式の保有を通じて資産形成し、勤労意欲を向上させることに加えて、会 員資格のある当社の従業員のうち、本スキームに同意する者(以下「対象従業員」といいます。)に 対し特別奨励金(以下「本特別奨励金」といいます。)を支給し、本特別奨励金の拠出をもって本持 株会は当社株式を取得します。

本スキームは、2025 年に創業 80 周年を迎えるに当たり、従業員の経営参画意識の高揚を図るとと もに、当社の中長期的な株主価値に対するモチベーション向上を図るとともに、従業員が当社の経営 をより身近なこととして関心を持つことによる経営意識の早期醸成と多くのステークホルダーと株 主価値を共有することにつながると考えております。

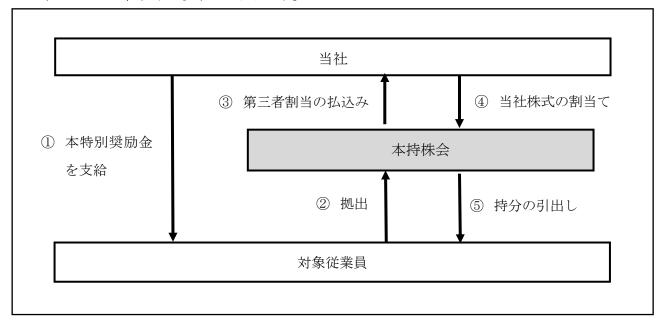
なお、希薄化の規模(いずれも小数点以下第3位を四捨五入しています。)は次のとおりとなります。

発行済株式数 (2025年3月31日時点)	4,694,475 株	0.72%
総議決権個数(2025年3月31日時点)	42,021 個	0.81%

### 3. 本スキームの概要

本スキームにおいては、当社から本持株会に加入する対象従業員に対し、本特別奨励金を支給し、対象従業員は本特別奨励金を本持株会に対して拠出することとなります。本持株会は、対象従業員から拠出された本特別奨励金を取り纏め、当社に対して払込みすることにより、本持株会は当社株式の処分を受けることとなります。

本スキームの仕組みは以下のとおりです。



#### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価格につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日(2025年6月19日)の名古屋証券取引所における当社株式の終値である720円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的であると考えております。

なお、この価格は、当社株式の名古屋証券取引所における当社取締役会決議日の直前営業日までの1か月間(2025年5月20日から2025年6月19日まで)の終値単純平均値である724円(円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じ。)からの乖離率は-0.55%(小数点以下第3位を四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。)、同直前営業日までの3か月間(2025年3月20日から2025年6月19日まで)の終値単純平均値である737円からの乖離率は-2.31%、及び同直前営業日までの6か月間(2024年12月20日から2025年6月19日まで)の終値単純平均値である768円からの乖離率は-6.25%となっており、特に有利な価額には該当しないものと判断いたしました。

当社の監査等委員会(監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)全員)は、上記処分価格について、本自己株式処分が本スキームの導入を目的としていること、及び処分価格が本自己株式の処分に係る当社取締役会決議日の直前営業日の終値であることを鑑み、処分先に特に有利な処分価格に該当せず、当社の判断過程は合理的であり、かかる判断については適正である旨の意見を表明しています。

## 5. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないことから、名古屋証券取引所の定める有価証券上場規定第440条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上